

敦賀市学校給食センター建設基本計画策定支援委託業務に係る
公募型プロポーザル募集要領

1 業務目的

現在、敦賀市学校給食センターは、幼稚園1園、小学校5校、中学校2校に給食を提供しているが、昭和59年に建設された建物であり、施設の老朽化が進んでいるとともに、設備についても更新を要する時期を迎えている。そのため、現行の学校給食衛生管理基準に準拠した対応や食物アレルギー対応等を行うためには、既存の施設における改修・機器更新での対応では困難な状況となっている。また、本市の学校給食は、自校調理方式と給食センター方式が混在している状況であり、食物アレルギー対応の改善や給食費、献立について、児童生徒へ提供するサービスに違いが生じていることも課題となっている。

そのため、現在の学校給食衛生管理基準に適合した適切な施設運営を図るとともに、市内の学校給食の調理方式を給食センター方式に統一し、食物アレルギー対応の改善や給食費、献立など、全ての児童生徒が同等のサービスを受けられるよう、新しい学校給食センター（以下、「新センター」という。）の整備を予定している。

本業務は、新センターについて、「敦賀市学校給食のあり方に関する敦賀市の方針」及び別添「敦賀市学校給食センター建設基本計画策定支援委託業務仕様書」に基づくほか、給食センター整備において重要となる厨房機器の衛生管理、調理能力、環境への配慮、経済性など、事業者が持つ様々な知見を取り入れ、今後実施する基本設計・実施設計に向けた実効性のある「敦賀市学校給食センター建設基本計画」を策定することを目的とする。

提案内容及び能力・適正等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者の選定を目的として、設計業者及び厨房機器業者の業務提携（事業組織体）を対象とした公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

2 プロポーザルの概要

- | | | | |
|----------|---------------------------|--------------------|--|
| (1) 業務名称 | 敦賀市学校給食センター建設基本計画策定支援委託業務 | | |
| (2) 発注者 | 敦賀市長 米澤 光治 | | |
| (3) 実施方法 | 公募型プロポーザル方式とし、提案内容の審査を行う。 | | |
| (4) 事務局 | 敦賀市教育委員会事務局学校教育課 学校給食推進室 | | |
| 住所 | 〒914-8501 | 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号 | |
| TEL | 0770-22-8149 | FAX : 0770-23-6944 | |
| E-mail | k-gakkou@ton21.ne.jp | | |

3 施設等の概要

立地条件や整備条件等について、次のとおり想定しているが、調理食数や配送方法、ライフサイクルコスト、他市事例等を踏まえ、本業務の中で提案して差し支えない。

- (1) 建物用途 学校給食センター

(2) 立地条件等

ア) 敷地面積： 7,500 m²程度

イ) 構造等： 鉄骨造（階数は提案による）

(3) 新センターの整備条件

ア) 調理能力

①稼働日数： 200日程度／年

②調理食数： 5,500食程度／日

③食物アレルギー対応食： 330食程度／日

イ) 献立方式等

①献立数は、2献立／日とする。

②献立例は、「資料：参考献立例」のとおり。

③主食については、完全米飯給食に対応する施設とする。

④食物アレルギー対応食は、特定原材料の8品目完全除去対応を基本とし、市が作成する食物アレルギー対応食の献立（除去食又は代替食）に従い、除去すべき原因食品が混入しないように調理するための食物アレルギー対応調理室を備えること。

ウ) 受配校

新センター開設時の受配校は、以下の小学校11校、中学校5校を想定している。

	学 校 名	住 所
1	敦賀西小学校	福井県敦賀市結城町8-6
2	敦賀南小学校	福井県敦賀市清水町1-10-40
3	角鹿小学校（13と併設）	福井県敦賀市角鹿町6-1
4	松原小学校	福井県敦賀市松島町27-22
5	中央小学校	福井県敦賀市野神40-249
6	杳見小学校	福井県敦賀市杳見66-2-10
7	東浦小学校（15と併設）	福井県敦賀市杉津19-12-1
8	中郷小学校	福井県敦賀市津内38-1-2
9	栗野小学校	福井県敦賀市筋生野47-11
10	栗野南小学校	福井県敦賀市公文名31-2-1
11	黒河小学校	福井県敦賀市御名25-5
12	気比中学校	福井県敦賀市清水町1-11-41
13	角鹿中学校（3と併設）	福井県敦賀市角鹿町6-1
14	松陵中学校	福井県敦賀市松葉町1-1
15	東浦中学校（5と併設）	福井県敦賀市杉津19-12-1
16	栗野中学校	福井県敦賀市金山78-1-1

エ) 給食調理の使用熱源

熱効率性、使用上の安全性、イニシャルコスト、ランニングコスト、二酸化炭素排出量、電磁波等環境への配慮等を総合的に判断したベストミックスとする。

オ) 給食残渣(生ごみ)の処理

現在、給食残渣は、厨芥処理機により脱水したうえで運搬処分を実施している。新センターでの処理方法は提案によるものとする。

(4) 付属施設等

ア) 敷地内に来客用、従業員用及び配送車の駐車場その他運用上当然必要となる施設を設置する。

イ) 外構工事についても提案に含むものとする。

(5) 配送方法等

ア) 配送方法

①食缶、食器等を収納したコンテナを配送車で各受配校に配送する。

②牛乳、パン、麺及び一部の冷凍品は、それぞれの業者が各受配校に直接配送する。ただし、食物アレルギー対応の代替品については、他の食缶等とともに各受配校に配送する。

イ) 調理、配送、洗浄等のスケジュール

次に掲げる現在の敦賀市学校給食センターにおけるスケジュールをおおむね踏襲することを想定している。

- ・調理(片付け含む): 午前7時45分から午前12時30分まで
- ・配送: 午前10時40分から午前11時40分まで
- ・回収: 午後1時00分から午後2時00分まで
- ・納品、検収: 午前7時30分から午前8時00分まで
午後2時30分から午後3時00分まで
- ・清掃洗浄: 午後1時30分から午後4時00分まで

ウ) 配送車

現在使用している配送車は3t車であるが、受配校までの道路や受配校の配膳室及びプラットホーム周辺の状況を勘案し、配送計画において配送車のサイズ及び台数を決定するものとする。

4 事業スケジュール(予定)

基本計画策定	契約締結日～令和5年12月20日まで
基本設計・実施設計	令和5年度～6年度
建設工事	令和7年度
試運転・調理訓練	令和8年4月～8月まで
新センター供用開始	令和8年9月

5 業務内容

(1) 業務内容

別添「敦賀市学校給食センター建設基本計画策定支援委託業務仕様書」のとおり

(2) 履行期間

契約締結日から令和5年12月20日まで

6 受託者選定方法

(1) 本業務の受託者選定方法は公募型プロポーザル方式とする。

(2) 提出書類は本募集要領に従い、定められた期限内に提出すること。

(3) 審査は提出された書類を基に、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査委員会による審査の結果、本業務実施に最も適切と判断された最優秀提案者を優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に選定する。

7 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 参加者要件

ア) プロポーザルに参加する事業者は、設計業者1社と厨房機器業者1社で業務提携合意書(様式5)に準じた合意書を交わしたグループ(以下、「事業組織体」という。)とする。

イ) 設計業者及び厨房機器業者は、2以上の事業組織体の構成員として重複して参加することはできないものとし、それぞれ以下の要件をすべて満たす者でなければならない。

(2) 設計業者及び厨房機器業者共通要件

ア) 本プロポーザルの公告時点において、令和5・6年度敦賀市競争入札参加資格者名簿のうち、以下の業種に登録されていること。

- ・設計業者：建設コンサルタントー建築関係ー建築事務所
- ・厨房機器業者：物品ー機械機器類ー厨房機器

イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

エ) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

オ) 福井県及び敦賀市において指名停止又は指名除外を受けている期間中でない者であること。

カ) 役員(役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力的組織(計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織)、又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を

有していると認められる者でないこと。

(3) 設計業者要件

ア) 福井県内に本店を有する者であること。

イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

ウ) 建築士法の規定に基づく一級建築士の資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者が3名以上であること。

エ) 次に掲げる条件を全て満たす者を管理技術者として、この業務に配置できる者であること。

①建築士法の規定に基づく一級建築士の資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。

②過去20年間（平成15年度から令和4年度まで）に国又は地方公共団体が発注する延床面積2,000㎡以上の建築物の基本設計又は実施設計業務に携わった実績のある者。ただし、業務を完了しているものに限る。

③設計業務を総括し、かつ厨房機器業者との調整を担当する者。

オ) 自社又は同事業組織体の厨房機器業者がHACCPに係る講習会を受講していること。

(4) 厨房機器業者要件

ア) 福井県内に支店又は営業所等を有する者であること。

イ) 過去20年間（平成15年度から令和4年度まで）に概ね2,500食以上の調理能力を有する学校給食調理場（ドライ方式に限る。）の厨房機器を一括納入した実績を有すること。

ウ) 厨房機器に関する業務を総括し、かつ設計業者との調整を担当する総括技術者を1名配置すること。

8 参加に対する制限

参加する事業組織体が提出できる提出書類は、それぞれ1点のみとする。

9 委託業務料の限度額

敦賀市学校給食センター建設基本計画策定支援委託業務料は、5,502千円（消費税及び地方消費税を除く）を限度額とする。なお、本限度額は契約時の予定価格を示すものではない。

10 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格となることがある。

(1) 定められた提出期限、提出先、提出方法に適合しない場合。

(2) 提出書類が募集要領等に示された条件に適合しない場合。

(3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

(4) 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

- (5) 許容された表現以外の表現方法が用いられている場合。
- (6) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (7) 建設予定地に立入り、関係者に情報を聞き取りした場合。
- (8) 事務局等プロポーザル関係者に本事業に対する助言を求めることや、不正な接触を行った場合。
- (9) プレゼンテーション及びヒアリング時に、業務実施体制表（様式6）に記載した者以外の者が出席した場合。
- (10) その他募集要領等に違反した場合及び信義に反する行為があった場合など。

11 実施スケジュール

手続き等	期間、期日、期限等
募集要領等の交付期間	令和5年7月25日（火）から 令和5年8月8日（火）午後5時まで
質問書の受付期限	令和5年7月31日（月）午後5時まで
質問に対する回答期日	令和5年8月3日（木）
参加申請書の提出期限	令和5年8月8日（火）午後5時まで
参加資格審査結果通知 企画提案書の提出要請	令和5年8月10日（木）
企画提案書の提出期限	令和5年9月11日（月）午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和5年9月中旬（予定）
受託候補者の決定及び通知	令和5年9月下旬（予定）

12 募集要領・各種様式等の交付

(1) 交付方法

敦賀市のホームページからの入手を原則とする。

ホームページURL

<https://www.city.tsuruga.lg.jp/smph/kosodate/gakkokyoiku/kyoikuiinkai/kyushokusuishin/kihonkeikakupuropo.html>

(2) 直接交付を希望する場合

交付期間 令和5年7月25日（火）から令和5年8月8日（火）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

交付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

交付場所 事務局 「2（4）」のとおり

その他

- ・直接交付を希望する旨を事務局に事前連絡すること。
- ・記録媒体として空のCD-R等を持参すること。

13 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに係る質問及び回答は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡潔にまとめ、質問事項及び回答書（様式1）により提出すること。なお、質問がない場合は不要とする。

提出された質問に対する回答は、随時、質問者に対して質問事項及び回答書（様式1）により電子メールで行うほか、すべての質問事項及び回答の内容を敦賀市ホームページにて公表する。

- (1) 提出期限 令和5年7月31日（月）午後5時必着
- (2) 提出先 事務局（「2（4）」のとおり）
- (3) 提出書式 質問事項及び回答書（様式1）
- (4) 提出方法

電子メールにより行うこととし、それ以外の方法は一切受け付けない。なお、電子メールの表題は、「プロポーザル質問書」とし、送信の旨を電話により事務局に連絡すること。

- (5) 回答は令和5年8月3日（木）午後5時までに、敦賀市ホームページに公開する。

14 参加申請書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業組織体は、次に定める書類を提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和5年8月8日（火）午後5時必着
- (2) 提出先 事務局（「2（4）」のとおり）
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする。持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間に限る。また、郵送の場合は書留郵便による期限内必着とする。

(4) その他

参加表明書の提出後に辞退する場合は、令和5年8月9日（水）午後5時までにプロポーザル参加辞退届（様式8）を事務局へ提出すること。

(5) 提出書類及び提出部数

ア) 参加申請書	【様式2】	1部
イ) 会社概要書（設計業者）	【様式3-1】	1部
ウ) 会社概要書（厨房機器業者）	【様式3-2】	1部
エ) 業務実績調書（設計業者）	【様式4-1】	1部
オ) 業務実績調書（厨房機器業者）	【様式4-2】	1部
カ) 業務提携合意書 （様式5に準じた合意書でも可）	【様式5】	1部
キ) 業務実施体制表	【様式6】	1部
ク) 配置予定技術者調書（管理技術者）	【様式7】	1部
ケ) 法人登記簿謄本の写し		1部
コ) 一級建築士事務所登録通知書の写し		1部
サ) 【様式7】に記載する者の資格の免許証の写し		1部

- シ) その他必要な資料（実績・経歴を証明する資料の写し等） 各1部
- (6) 参加申込書類の記載に関する留意事項

- ア) 様式規格は、A4規格・縦のみとし、A3規格の折り込みは不可とする。
- イ) 各種様式の記載は、様式中に定めるほか、次のとおりとする。

①会社概要書【様式3-1・3-2】

- ・企業概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等があれば提出すること。

②業務実績調書（設計業者）【様式4-1】

- ・事業手法についても検討することから、国及び地方公共団体が発注したPFI導入可能性調査等の業務の実績があれば併せて記載すること。

15 参加資格審査

- (1) 提出された参加申請書等に基づき、参加資格要件を満たしているか審査を実施する。
- (2) 参加資格審査の結果

すべての参加申請書等の提出があった者に、審査結果及び企画提案書の提出要請とプレゼンテーション及びヒアリング（以下、「プレゼン等」という。）の日時等の詳細について、令和5年8月10日（木）までに参加申請書に記載の住所および電子メールアドレス宛に通知する。また事務局は、企画提案書の提出要請にあわせて、審査用番号を通知する。この審査用番号を、企画提案書（様式9～14）に記入すること。

なお、審査結果通知前の電話や来訪、電子メール等による問合せには、応じないものとする。また、審査結果に対する異議の申立てや質問、説明請求等には一切応じないものとする。

16 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和5年9月11日（月）午後5時必着
- (2) 提出先 事務局（「2（4）」のとおり）
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする。持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間に限る。また、郵送の場合は書留郵便による期限内必着とする。
- (4) 提出書類及び提出部数

以下の書類を、クリップ等で仮綴りして提出すること。（ホッチキス等で綴じないこと）

- | | | |
|--------------|--------|-----|
| ア) 企画提案書（表紙） | 【様式9】 | 15部 |
| イ) 業務実施方針 | 【様式10】 | 15部 |
| ウ) 提案書1 | 【様式11】 | 15部 |
| エ) 提案書2 | 【様式12】 | 15部 |
| オ) 提案書3 | 【様式13】 | 15部 |
| カ) 提案書4 | 【様式14】 | 15部 |
| キ) 委託業務見積書 | 【様式15】 | 1部 |

（内訳書・明細書は任意様式）

(5) 企画提案書等の記載に関する留意事項

各種様式の記載は、様式中に定めるほか、次のとおりとする。

①業務実施方針【様式10】

- ・事業組織体としての業務実施方針は、業務への取組体制、事業組織体の特徴、特に重視する業務上の配慮事項等（提案を求めている内容を除く。）を簡潔に記載すること。
- ・設計業者と厨房業者との連携体制は、連携手法や業務への生かし方等、なるべく具体的に記入すること。
- ・業務フローは、業務の流れと業務を進める上での検討手法や留意事項等について記載すること。

②委託業務見積書【様式15】

- ・見積金額については、仕様書及び企画提案書に記載されたすべての業務の見積金額（消費税抜き）を記載することとし、見積書の金額は「9 委託業務料の限度額」を上回らないこと。

17 審査

(1) 審査

プロポーザルに係る審査は、審査委員会により実施する。

(2) 審査方法

ア) 審査は、業務実績・経験・技術力・提案内容・プレゼンテーション内容・ヒアリング内容・熱意等を審査する。

イ) 審査において、最優秀提案者（優先交渉権者）・優秀提案者（次点交渉権者）を選定する。

(3) プレゼン等（詳細は別途通知する）

ア) 実施日 令和5年9月中旬（予定）

イ) 実施場所 敦賀市役所内会議室（予定）

ウ) 実施方法

1事業組織体ごとに45分（プレゼンテーション25分、ヒアリング20分）で説明を受け、審査委員会により審査する。

エ) 出席者

管理技術者及び総括技術者を含む計4名以内とする。なお、業務実施体制表（様式6）に示された者以外の出席及び代理出席は認めない。パソコン等の操作は、出席者が行うものとする。

オ) 留意事項

プレゼン等は、審査用番号の順に実施する。プレゼンテーションは、提出された書類のうち、様式10～14を中心とした内容説明とし、追加資料の提出や使用は一切認めない。ただし、市が用意するスクリーンとプロジェクターを利用しプレゼンテーションを行うことが出来るものとする。その場合、プロジェクターに接続するパソコンは事業

組織体が持参すること。プレゼンテーションに欠席、遅刻した場合は、受注意志がないものとみなし審査の対象としない。

(4) 審査項目と配点割合

評価項目	評価の着目点			配点割合	
		判断基準	関係様式等		
企業評価	会社概要	有資格者数（設計）	有資格者数	様式 3-1	20%
		有資格者数（厨房）	有資格者数	様式 3-2	
		業務実績（設計）	内容・件数・規模等	様式 4-1	
		業務実績（厨房）	内容・件数・規模等	様式 4-2	
	業務体制	有資格者数（設計）	本業務に係る有資格者数	様式 6	20%
		有資格者数（厨房）	本業務に係る有資格者数	様式 6	
		業務実績（設計）	管理技術者の実績等	様式 7	
		業務実施体制	技術者の配置状況	様式 6・7	
企画評価	実施方針	具体性・妥当性・優位性等	様式 10	10%	
	提案 1	独創性・妥当性・優位性・実現可能性等	様式 11	10%	
	提案 2		様式 12	10%	
	提案 3		様式 13	10%	
	提案 4	独創性・優位性等	様式 14	10%	
	意欲	プレゼン等のわかりやすさ・熱意等	プレゼン等	5%	
見 積 額			様式 15	5%	
合 計				100%	

(5) 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、審査に参加した全ての事業組織体に対して審査結果通知書（様式 16）により通知し、後日、敦賀市ホームページ等で結果の公表を行う。

18 最優秀提案者の扱い及び契約の締結

最優秀提案者の扱いについては、以下のとおりとする。

(1) 設計業者・厨房機器業者共通事項

最優秀提案者が契約に係る協議が整う前に「7 参加資格」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、「10 失格要件」に該当した場合、又は、契約に係る協議が整わなかった場合等においては、審査結果が次点の事業組織体から順に繰り上げて新たな優先交渉権者とすることがある。

(2) 設計業者

ア) 基本計画策定支援委託業務（本業務）について

市は、本プロポーザルにおける最優秀提案者のうち、設計業者と本業務について随意

契約を行う。契約の時期は、令和5年9月中を予定している。契約の内容は、別添「敦賀市学校給食センター建設基本計画策定支援委託業務仕様書」に記載の内容のほか、協議のうえ決定する。この場合において、契約金額は企画提案の際に提出した見積書記載金額を上限とする。ただし、市が相当と認めた場合はこの限りではない。

イ) 基本設計・実施設計委託業務について

市は、本業務の履行状況等を踏まえ、特に支障がない限り、本プロポーザルにおける最優秀提案者のうち、設計業者と基本設計及び実施設計業務に係る随意契約を令和5年度中に行うものとし、その履行は、本業務における事業組織体にて行うものとする。なお、これに関する予算計上は、令和5年度中（補正予算）を予定しており、契約の内容は、本業務の内容をベースに協議のうえ決定する。

(3) 厨房機器業者

ア) 基本計画策定支援委託業務（本業務）への協力について

新センターの基本計画策定にあたり、厨房機器のレイアウトや機器選定等が特に重要であることから、厨房機器業者は、業務提携合意書（様式5）に準じた合意書に基づき、設計業者に対し技術的助言をすること。また、必要となる経費がある場合は、設計業者又は厨房機器業者において負担すること。

イ) 基本設計・実施設計委託業務への協力について

基本設計・実施設計委託業務について、「18（2）（イ）」に規定のとおり事業組織体の設計業者が随意契約を行うこととなった場合は、厨房機器業者は、業務提携合意書（様式5）に準じた合意書に基づき、設計業者に対し技術的助言をすること。また、必要となる経費がある場合は、設計業者又は厨房機器業者において負担すること。

19 提出書類の使用及び取扱い

- (1) 市は、本プロポーザルに関する公表や審査のための作業、及びその他市が必要と認めるときに、提出書類を無償で事業組織体に承諾なく使用できるものとする。
- (2) 市は、提出書類の公表や審査等の必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (3) 提案内容が、実際の基本計画、基本設計及び実施設計にそのまま採用されるものではない。
- (4) 提案書に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、全て提案者が当該第三者の承諾を得ておくこと。

20 その他の事項

- (1) 本プロポーザルの関連情報を入手するための照会窓口は事務局（「2（4）」のとおり）とする。
- (2) 提出書類の作成及び提出、ならびにプレゼン等の参加に関する費用は、事業組織体の負担とする。
- (3) 提出書類に対しての事業組織体への報酬は支払わない。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差し替え、再提出及び内容変更は一切認めない。

- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出書類は、審査結果の公表（ホームページ）や出版物等への掲載、展示等に使用する。
- (7) 本プロポーザルでの審査の経緯及び結果についての異議申立ては一切受け付けない。
- (8) 本業務受託者が製造業、エネルギー・通信サービス及び建設業の企業と資本、人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業、エネルギー・通信サービス及び建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事の請負やサービスの提供を行うことができない。
- (9) 他の文献を引用した際は、出典を明示すること。
- (10) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、その際の文字サイズは、10.5ポイント以上とする。
- (11) 本業務受託者は、必要に応じて本業務履行期間内に実施される学校給食あり方検討委員会等に参加し、その協議結果を発注者の指示に従い基本計画策定等に反映すること。
- (12) その他、本要領に記載のない事項については、その都度協議するものとする。
- (13) 市は、プロポーザル参加者が参加表明後において辞退した場合であっても、その後不利益な取り扱いを行わない。
- (14) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、敦賀市情報公開条例（平成11年敦賀市条例第14号）に基づき、提出書類等を公開するものとする。